

酒匂川流域治水協議会

日 時：令和3年9月13日（月）13:30～

WEB 会議開催

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶 神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長

3. 議 題

1) 規約の改定について (資料1)

2) 流域治水プロジェクト（案）について (資料2)

3) 今後の進め方について (資料3)

4. 質 疑 等

〔配布資料〕

資料1	酒匂川流域治水協議会 規約改定案
資料2	流域治水プロジェクト（案）
資料3	流域治水プロジェクトに係る検討の進め方

酒匂川流域治水協議会 【改定案】
規 約

(名称)

第1条 この会議は、「酒匂川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、酒匂川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 酒匂川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、酒匂川水系における治水に関する必要な事項

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年3月26日から施行する。

本規約は、令和3年〇月〇日に改定する。

別表 1

(協議会構成員)

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備 考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 災害対策課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	環境農政局 農政部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河川課長	調査グループ グループリーダー	事務局
		整備グループ グループリーダー	
		防災グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課長	砂防グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー	
	県土整備局 平塚土木事務所長	河川砂防第一課長	
	県土整備局 県西土木事務所長	河川砂防第一課長	
	県土整備局 県西土木事務所 小田原土木センター所長	河川砂防第一課長	
	県土整備局 三保ダム管理事務所長	工務課長	
	企業庁 企業局 利水電気部 利水課長	ダム管理グループ グループリーダー	
	企業庁 企業局 酒匂川水系ダム管理事務所長	工務課長	

小田原市	建設部長	道水路整備課長	窓口担当
		国県事業促進担当課長	
		みどり公園課長	
		建築課長	
	上下水道局長	下水道整備課長	
	都市部長	都市計画課長	
		開発審査課長	
		建築指導課長	
	防災部長	防災対策課長	
	経済部長	農政課長	
秦野市	上下水道局長	下水道施設課長	
	建設部長	建設管理課長	窓口担当
		建設総務課長	
		公園課長	
	くらし安心部長	防災課長	
	都市部長	まちづくり計画課長	
		開発指導課長	
		交通住宅課長	
	環境産業部長	農業振興課長	
		環境共生課 森林里山担当課長	
南足柄市	都市部長	都市整備課長	窓口担当
		都市計画課長	
		上下水道課長	
	環境経済部長	産業振興課長	
	総務防災部長	防災安全課長	
大井町	防災安全課長	防災安全課長	

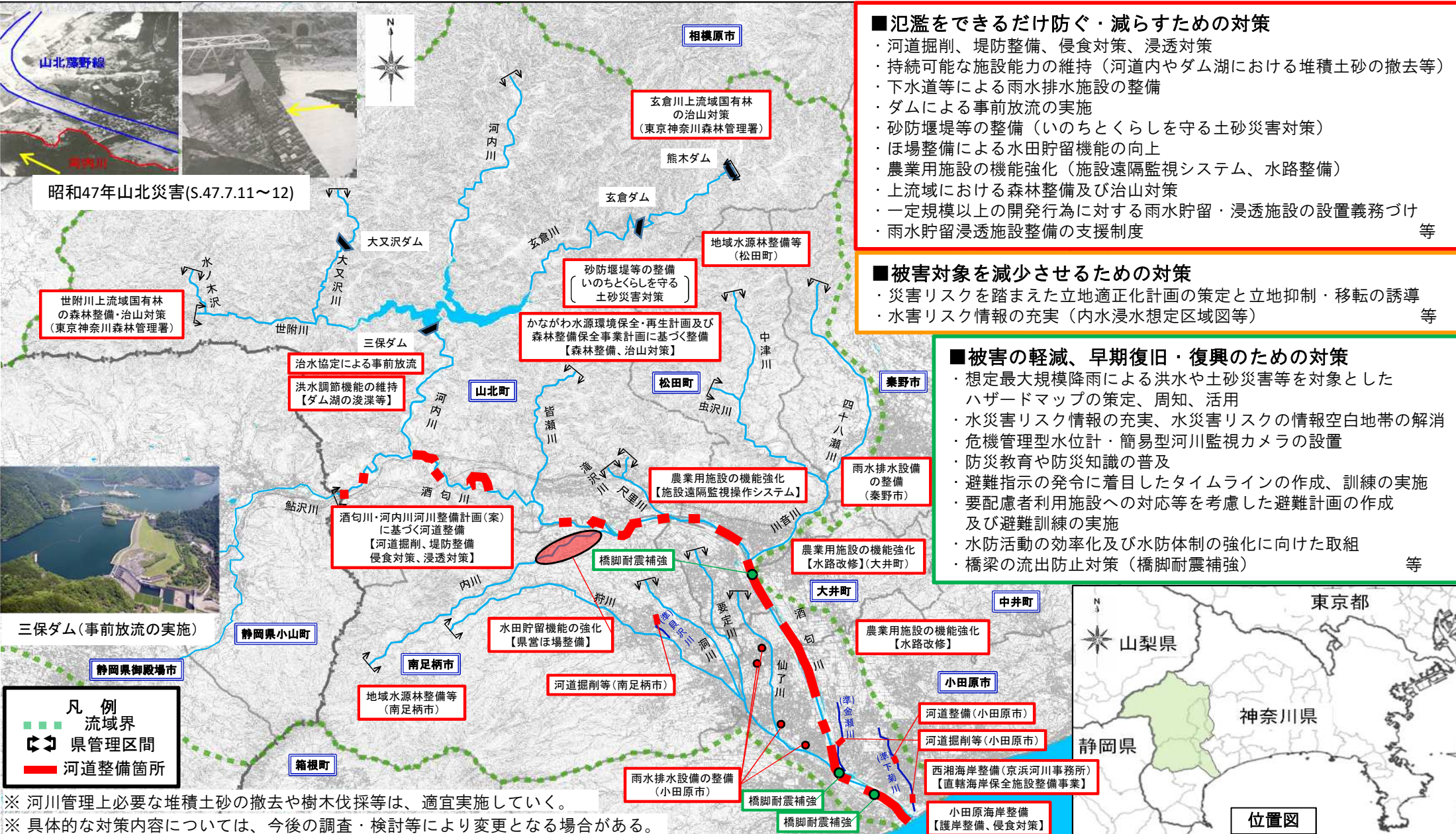
	生活環境課長	生活環境課長	
	地域振興課長	地域振興課長	
	都市整備課長	都市整備課長	窓口担当
松田町	まちづくり課長	まちづくり課長	窓口担当
	安全防災担当室長	安全防災担当室長	
	環境上下水道課長	環境上下水道課長	
山北町	総務防災課長	総務防災課長	
	都市整備課長	都市整備課長	窓口担当
	農林課長	農林課長	
	上下水道課長	上下水道課長	
開成町	企画総務部長	防災安全課長	窓口担当
	都市経済部長	街づくり推進課長	
		産業振興課長	
農林水産省	林野庁 関東森林管理局 東京神奈川森林管理署長	治山グループ 総括治山技術官	
国土交通省	関東地方整備局 京浜河川事務所 地域防災調整官（海岸）	海岸課長	

（オブザーバー）

静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課

静岡県 交通基盤部 沼津土木事務所 企画検査課

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、酒匂川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、酒匂川本川においては年超過確率1/100（日雨量355mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。



○ 酒匂川水系では、県、市町等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 【短 期】 河川における対策と合わせて、農業用排水施設の機能強化や森林整備・治山対策等を進める。
 【中 期・中長期】 引き続き、取組み事業を進めると共に、河川における対策として、河道掘削、堤防整備、侵食対策、浸透対策等を完成させる。
 ○ あわせて、治水協定に基づくダムの事前放流を実施すると共に、立地適正化計画の推進及び立地抑制・移転の誘導等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等によるソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道掘削、堤防整備、侵食対策、浸透対策	神奈川県	酒匂川・河内川河川整備計画に基づく河川整備		
	護岸整備(準用河川)	小田原市	下菊川護岸整備		
	ダムによる事前放流の実施	神奈川県	治水協定に基づく事前放流を実施		
	雨水排水施設の整備	小田原市 秦野市	寺下第一雨水幹線等整備	第2号公共下水道事業	
	水田の貯留機能の向上	神奈川県	県営ほ場整備事業(内山地区)		
	農業用排水施設に係る機能強化	神奈川県 大井町	湛水防除事業 等 金田堰、和田堰の水路整備		
	上流域の森林整備等	東京神奈川森林管理署 神奈川県、 南足柄市、松田町	水源かん養又は山地災害防止の機能維持増進を図るための森林整備及び治山対策 かながわ水源環境保全・再生計画及び森林整備保全事業計画に基づく森林整備及び治山対策 地域水源林整備		
被害対象を減少させるための対策	水害リスク情報の充実(内水浸水想定区域)	秦野市、南足柄市	ハザードマップへの内水浸水想定区域の反映、周知		
	リスクが高い区域における立地抑制・移転誘導(立地適正化計画の推進)	小田原市、秦野市、 南足柄市、松田町	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制・移転の誘導		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	小田原市、秦野市、 南足柄市、大井町、 松田町、山北町、 開成町	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		
	渡河部の橋梁に係る流出防止対策	神奈川県	橋脚耐震補強		

気候変動を踏まえた
更なる対策を推進

酒匂川流域治水プロジェクトに係る検討の進め方

資料 3

○酒匂川流域では、これまで工事实施基本計画および河川整備基本方針に基づいて河川整備を進めてきたが、より一層流域全体における治水対策の加速化を図るため、新たにまちづくり部局や危機管理部局等の流域のあらゆる関係者を加え、流域治水プロジェクトの策定と公表を行う。

【検討スケジュール】

